

経営研究調査会研究報告第 15 号

計算鑑定人マニュアル

知的財産権侵害訴訟における
計算鑑定人制度の調査研究

平成 16 年 1 月 14 日
日本公認会計士協会

はじめに	3
I 知的財産権侵害訴訟における計算鑑定ガイドライン	4
1. 一般的事項のガイドライン	5
(1) 計算鑑定人となる義務.....	5
(2) 優れた見識の保持.....	5
(3) 独立性.....	5
(4) 正当な注意義務	5
(5) 守秘義務.....	5
2. 実施に関するガイドライン	6
(1) 計算鑑定の原理	6
(2) 計算鑑定に関する裁判所との緊密な連絡	6
(3) 計算鑑定人補助者.....	6
(4) 公正中立な計算鑑定	7
(5) 計算鑑定の調書の作成.....	7
3. 計算鑑定の報告に関するガイドライン	7
(1) 計算鑑定書	7
II 計算鑑定における損害額計算指針	9
1. 損害額計算における一般的留意事項.....	10
(1) 関係法律等の理解.....	10
(2) 裁判所、権利者及び侵害者との関係	10
(3) 調査対象会社の理解	10
(4) 調査対象会社の会計制度との差異.....	11
(5) 損害額計算の有効性、効率性及び迅速性.....	11
2. 特許法における損害額の計算方法	12
(1) 特許法第 102 条第 1 項	12
(2) 特許法第 102 条第 2 項	12
(3) 特許法第 102 条第 3 項.....	13
3. 損害額計算の基本構造	13
(1) 特許法第 102 条第 1 項及び第 2 項の基本構造.....	13
4. 損害額計算要素別留意事項.....	14

(1) 譲渡数量計算の留意事項.....	14
(2) 販売単価計算の留意事項.....	14
(3) 変動費計算の留意事項.....	15
(4) 個別固定費計算の留意事項.....	15
(5) 調整要素の留意事項.....	16
III 計算鑑定業務における計画・実施・報告実務.....	18
1. 計算鑑定の業務フロー.....	20
書式集全体図.....	23
2. 裁判所からの決定書、鑑定事項及び宣誓書.....	24
(1) 決定書.....	25
(2) 計算鑑定事項.....	26
(3) 宣誓書.....	27
3. 計 画.....	28
(1) 計算鑑定実施手続書.....	29
(2) 計算鑑定作業スケジュール表.....	34
(3) 計算鑑定日程表.....	35
(4) 計算鑑定報酬見積書.....	36
(5) 計算鑑定時間見積書.....	37
4. 実 施.....	38
(1) 計算鑑定調書インデックス体系.....	39
(2) 鑑定事項別実施手続書ー売上高.....	40
(3) 計算鑑定時間差異報告書.....	41
(4) 経過報告書.....	42
(5) 予備調査依頼書.....	43
(6) 書類提出依頼書.....	44
(7) 追加書類提出依頼書.....	45
(8) 書類借出書.....	46
5. 報 告.....	47
IV 関係法令.....	56
1. 民事訴訟法.....	57
2. 特許法.....	62

はじめに

平成 10 年と平成 11 年の特許法等の改正で、損害額算定方法の見直しや計算鑑定人制度の新設が行われた。今後、特許権等の権利侵害訴訟はますます増加するものと予想されるため、計算鑑定人に対する需要もますます増加すると考えられる。当協会会員が計算鑑定人に選任された場合には、選任された会員による計算鑑定業務の均質化が図られなければならない。

経営研究調査会では、計算鑑定人専門部会(平成 13 年 9 月 5 日付け諮問書総 13 第 164 号)を発足させ、計算鑑定人制度の調査研究を行ってきた。平成 14 年 7 月 29 日には、「計算鑑定人マニュアル(中間報告)」を取りまとめた。会員向けに当該マニュアルに関する研修を行うとともに、各裁判所、各地の弁護士会等に配付して、意見を求めた。さらに、学会報告も行い、会計学者の貴重な意見も頂いた。これら、各界の意見を参考としながら、このたび、「計算鑑定人マニュアル」を最終報告することとなった。

本マニュアルでは、会員による計算鑑定実務の混乱を極力回避し、計算鑑定の質を担保するよう配慮してある。このため、中間報告では存在しなかった「Ⅱ 計算鑑定における損害額計算指針」を新たに設け、会員が損害額を算定する場合に留意すべき事項を明示した。さらに、計算鑑定手続や、報告様式等に関する中間報告の文言や様式についても再吟味し、「Ⅲ 計算鑑定業務における計画・実施・報告実務」として整理・統合した。

本マニュアルは、会員向けに作られているが、会員のみならず、法曹界、行政府、企業にとっても損害額算定手続を理解していただく上で極めて重要な資料として活用していただけたらと思う。

本マニュアルは、計算鑑定の環境変化や損害額算定に関する新しい会計理論の発展に伴い、本調査会では、今後、適宜、本マニュアルの改訂作業を行う予定である。

本マニュアルの作成に当たっては、東京地方裁判所知的財産権部をはじめとする多数の関係者に貴重なご意見を賜った。厚くお礼を申し上げたい。

知的財産権侵害訴訟における計算鑑定ガイドライン

1. 一般的事項のガイドライン

(1) 計算鑑定人となる義務

- ① 鑑定とは、特別の学識経験を有する第三者に法規や経験則等に関する専門知識及びこれを適用して得た判断の結果を報告させて、裁判官の判断能力を補充するための証拠調べである。計算鑑定人は、取調べの対象となる証拠方法（人証、人的な証拠）であると同時に裁判所の補助者であるという、二面的な要請に対応しなければならない。
- ② 計算鑑定の分野において特別の学識経験のある者は、民事訴訟法上一般的な鑑定義務を負っているものであるから、原則として、選任を拒絶できず途中の辞任もできない。また、計算鑑定人は、裁判所と契約関係に立つものではない。

(2) 優れた見識の保持

- ① 計算鑑定人は、特許制度の本旨の勘考に常に努め、特許法及び民事訴訟法に通暁し、特に特許権に関する司法手続及び裁判当事者の業界特性、侵害者の原価管理体制などに関し優れた識見を保持しなければならない。

(3) 独立性

- ① 計算鑑定人は、独立不羈の立場を守り、常に公正普遍の態度を保持しなければならない。
- ② 計算鑑定人は、その独立性に疑義を持たれるような態度や行動をとることのないよう、常に努めなければならない。
- ③ 計算鑑定人補助者も、計算鑑定人に準じ、その独立性を堅持しなければならない。

(4) 正当な注意義務

- ① 計算鑑定人は、計算鑑定を行うに当たり、常に専門家としての正当な注意を払わなければならない。

(5) 守秘義務

- ① 計算鑑定人は、計算鑑定に際して知り得た秘密を漏らしてはならないとともに、秘密以外の知り得た事項も正当な理由なく漏らし、あるいは使用してはならない。この守秘義務は計算鑑定人としての職務を終了した後においても遵守しなければならない。
- ② 計算鑑定人補助者は、計算鑑定人の計算鑑定に際して知り得た秘密を漏らしてはならないとともに、秘密以外の知り得た事項も正当な理由なく漏らし、あるいは使用してはならない。この守秘義務は計算鑑定人補助者としての職務を終了した後においても遵守しなければならない。計算鑑定人は、その計算鑑定人補助者が守秘義務を厳守するように指導監督しなければならない。

2. 実施に関するガイドライン

(1) 計算鑑定の原理

計算鑑定人は、特許法第102条等の規定に準拠し、かつ、原則として判例及び通説に従った計算鑑定を行うものとする。判例及び通説と異なる方法による場合には、判例及び通説による計算も併記するものとする。

(2) 計算鑑定に関する裁判所との緊密な連絡

- ① 計算鑑定人は、計算鑑定を経済的、効率的かつ効果的に実施しなければならない。このため、計算鑑定人は裁判所と緊密な連絡を保つため、裁判所からの指示を十分に理解し、また必要な状況報告を遅滞なく、かつ頻繁に裁判所に行うものとする。
- ② 計算鑑定人は、計算鑑定計画を策定し、また状況に応じて裁判所と協議の上、計算鑑定計画を変更するものとする。

(3) 計算鑑定人補助者

- ① 計算鑑定人は、計算鑑定を実施するに当たり、必要と認める場合には、裁判所の同意の上で計算鑑定人補助者を活用し、組織的に計算鑑定を実施することができる。
- ② 計算鑑定人は、計算鑑定人補助者の職務分担を明らかにするとともに、計算鑑定

が適正かつ円滑に行われるよう計算鑑定人補助者を指導監督する。

(4) 公正中立な計算鑑定

- ① 計算鑑定人は、証拠あるいは心証によって、公正中立な計算鑑定を行うものとする。
- ② 計算鑑定人は、公正な計算鑑定を実施するに当たり、判例及び通説を斟酌するものとする。判例及び通説に従わない場合は、判例及び通説による計算も併記するものとする。
- ③ 計算鑑定のための証拠資料が入手できない場合には、裁判所にその旨の事実を報告し、対応を相談する。

(5) 計算鑑定の調書の作成

- ① 計算鑑定人及び計算鑑定人補助者は、計算鑑定のため、計算鑑定調書を作成しなければならない。
- ② 計算鑑定人は、計算鑑定終了後も相当の期間、計算鑑定調書を保持しなければならない。
- ③ 計算鑑定人は、計算鑑定に当たっては、裁判所との緊密な連絡を行うとしても、その計算鑑定に当たっては、計算鑑定人自身の判断に基づいて行わなければならない。

3. 計算鑑定の報告に関するガイドライン

(1) 計算鑑定書

- ① 計算鑑定人は、その計算鑑定の結果を、計算鑑定書に記載しなければならない。
- ② 計算鑑定書の様式は裁判所の指示に従うものとし、事前に裁判所との協議を十分に行う。

- ③ 計算鑑定書における意見差控えは、例外的な場合を除き、鑑定人の制度趣旨に鑑み、あり得ないから必ず計算鑑定書を作成する。

計算鑑定における損害額計算指針

1. 損害額計算における一般的留意事項

(1) 関係法律等の理解

- ① 本計算鑑定人マニュアルは、特許法の場合を前提に作成されているが、計算鑑定業務は、特許法を含む産業財産権法(工業所有権法)のみならず著作権法や不正競争防止法にも規定されている。いずれの法律に基づいて計算鑑定人に選任された場合でも、関係する法律を十分に理解しなければならない。
- ② 関係する法律の改正に注意し、改正の経緯や立法趣旨を十分に理解しなければならない。
- ③ 計算鑑定業務に当たっては、最近の裁判例から損害額計算の内容や傾向を理解しなければならない。

(2) 裁判所、権利者及び侵害者との関係

- ① 計算鑑定においては、科目別取扱要領といったあらゆる損害額計算に利用可能な詳細なマニュアルはない。調査対象会社の社内体制や協力関係によって業務の遂行が左右されやすい。こういった状況で事件ごとに対応するためには、公認会計士の経験や専門的知識が重要になるが、さらに裁判所との緊密な連絡や協議も重要であることに留意しなければならない。
- ② 計算鑑定の過程で、判断や見積及び一定の仮定に基づく概算計算が行われる場合がある。裁判所、権利者及び侵害者に対して適切に対応できるよう、意見形成過程と結論を計算鑑定調書に記述しなければならない。

(3) 調査対象会社の理解

- ① 調査対象会社の全般的な経営管理環境、業務内容、組織形態、内部統制制度、会計制度、原価計算制度、証憑書類の整理・保存形態等について理解しなければならない。
- ② 調査対象会社の収益、費用及び原価構造について理解しなければならない。
- ③ 侵害品の生産・物流体制、取引形態、仕入先・得意先、取引条件について理解し

なければならない。

- ④ 侵害品に関して、特別な取引条件、特殊な取引形態や会計処理が行われていないか調査しなければならない。

(4) 調査対象会社の会計制度との差異

① 損害額の計算は、侵害行為がなければ得られたであろう利益(逸失利益)の賠償額を計算することを目的としている。その過程で、権利者の侵害品の譲渡に関連して製造・販売で消費した経済価値を集計する。調査対象会社が既に原価計算制度を採用し、原価要素を直接費・間接費に区分し、部門も直接部門・間接部門に分け、間接部門費や共通費等を製品原価に配賦計算している場合があるが、これは、財務諸表の作成や原価管理を目的としている。これらの目的は、損害額計算目的と計算目的が異なることに留意しなければならない。したがって、集計の対象となる製造原価や費用の範囲も、調査対象会社採用の原価計算制度と損害額計算とは異なることに注意する。

② 原価計算において原価要素を変動費と固定費に区分する基準は、原価計算期間が一月あるいは一年を前提としている。侵害期間は、事件によって一年を超える長期の場合もある。損害額計算で変動費と固定費を区分する場合、事件によって異なる侵害期間とこの期間における原価態様や属性を慎重に理解して判断しなければならない。

③ 損害額の計算は、侵害品の譲渡との関連性で行われる。計算に必要な会計データ等は、調査対象会社の財務会計制度に依拠することになる。しかし、既存の財務会計制度から算定された利益と計算鑑定人が計算した損害額は、集計対象の範囲が異なるばかりでなく、計算鑑定人の判断や見積り及び一定の仮定に基づく概算計算が行われる場合があるため、必ずしも一致しないことに留意しなければならない。

(5) 損害額計算の有効性、効率性及び迅速性

① 計算鑑定に要する時間は、計画、実施、報告に適切に配分し、業務が効率的に進められるよう配慮する。

② 調査対象会社が権利者であっても侵害者であっても、正当な注意を払うことで、損害額が不当に高額あるいは低額になるリスクや可能性に注意しなければならない。

そのためには、前述「(3) 調査対象会社の理解」から得られた結果を、実施手続に反映させる必要がある。

③ 特許法第 102 条第 1 項の損害額計算において、権利者の立証負担を軽減できる局面でありながら、不必要に権利者に立証負担を課し、結果として計算鑑定の時間が増加したり、あるいは、第 2 項の計算鑑定で、侵害者が厳格に立証しなければならない局面で、侵害者の立証負担を不当に軽減しないよう慎重に対応しなければならない。

④ 以上の点を配慮した上で、公認会計士としての経験や知識を生かして実施手続やテストの範囲を決定する必要がある。

2. 特許法における損害額の計算方法

(1) 特許法第 102 条第 1 項

- ① 計算式「侵害者の譲渡数量×権利者の利益額」
- ② 侵害者による侵害行為がなかったならば権利者が販売できたであろう数量として、侵害者の譲渡数量を権利者の逸失した販売数量とみなす計算法である。
- ③ 利益額とは、権利者の製品単位数量当たりの利益額をいう。
- ④ 上記の式から求められた金額は、権利者の実施の能力が限度額となる。この実施の能力は、権利者が立証することになる。
- ⑤ 侵害者の譲渡数量の全部又は一部を権利者において販売できないとする事情が侵害者によって立証された場合、その事情に応じた額を控除する。

(2) 特許法第 102 条第 2 項

- ① 計算式「侵害者の譲渡数量×侵害者の利益額」
- ② 権利者の逸失した販売数量は、前項同様侵害者の譲渡数量をもってみなされる。

③ 侵害者の利益額とは、侵害者の製品単位数量当たりの利益額をいう。

(3) 特許法第 102 条第 3 項

① 計算式「侵害者の譲渡数量×実施料相当額」

② 実施料相当額は、特許発明の価値、当事者の業務上の関係、侵害者の得た利益、当該発明の属する業界の実施料率等を考慮して認定される。

3. 損害額計算の基本構造

(1) 特許法第 102 条第 1 項及び第 2 項の基本構造

損害額は前述のとおり、特許法第 102 条第 1 項ないし第 3 項のいずれかによって計算される。このうち第 1 項及び第 2 項を、数量、販売単価、譲渡金額、控除費用、差引金額、調整要素といった計算要素に分けて示すと、下図のようになる。なお、計算鑑定人の計算鑑定の対象は、下図の損害額よりも差引金額(利益)やそこに至るまでの計算要素の場合が多いと予想される。具体的な計算鑑定の対象については、裁判所からの計算鑑定事項に記載されている。

特許法 第 102 条	数量	販売単価	譲渡金額	控除費用		差引金額 (限界利益)	調整要素		損害額
				変動費	個別固定 費		権利者が 販売でき ない事 情・実施 の能力	寄与率	
第 1 項	侵害者の 譲渡数量 A	権利者の 販売単価 B1	$C1 = A \times B1$	D1	E1	$F1 = C1 - D1$ $(-E1)$	G1	H1	$I1 = (F1 - G1) \times H1$
第 2 項		侵害者の 販売単価 B2	$C2 = A \times B2$	D2	E2	$F2 = C2 - D2$ $(-E2)$	—	H2	$I2 = F2 \times H2$

4. 損害額計算要素別留意事項

(1) 譲渡数量計算の留意事項

- ① 譲渡数量の「譲渡」とは、有償での販売数だけではないことに注意する。試供品など無償での配布でも、それによって権利者の販売数量が減少し損害をもたらした場合には、譲渡数量に含まれるとされている。
- ② 裁判所からの鑑定事項には、侵害品の名称が明記されている。会計帳簿その他証拠書類から当該侵害品の譲渡数量を正確に識別し計算できるか調査をする。
- ③ 同じく鑑定事項には、計算対象期間(侵害期間)も明記されている。期間帰属の正確性を確保できるよう配慮する。
- ④ 貸出品、無償提供品、未出荷売上、出荷未売上など特別な取引条件、特殊な取引形態や会計処理が行われている場合、内容を調査し適切な判断を行う。

(2) 販売単価計算の留意事項

- ① 特許法第 102 条第 1 項は、侵害期間に生じた権利者の実際の利益を必ずしも基礎としていない点に注意する。侵害品が市場に流れ込んだことで正常な価格を維持できなくなり、販売価格を下げざるを得なかった場合、値下げ前の販売価格を販売単価計算に採用することができる。したがって、同項で販売単価計算を行う場合、侵害期間前も含めて単価の推移と市場における侵害品の流入との関係等を含め、正常な販売単価を総合的に判断する必要がある。
- ② 特許法第 102 条第 2 項の場合も販売単価は侵害者において正常的なものでなければならない。販売単価の推移や市場の動向を分析し、異常、偶発的な変動(単価の引下げ)があった場合、内容、原因及び販売条件等を慎重に調査し適切に判断しなければならない。
- ③ 特許法第 102 条第 2 項の場合、販売単価の分析だけでは売上高の網羅性を十分に確保できない。販売関連収益や費用についても正当な注意を払い、侵害品の売上として取り扱うべきものが他の科目に含まれていないか注意する必要がある。

(3) 変動費計算の留意事項

- ① 変動費とは、操業度(生産量、加工量、販売量あるいは販売高)の増減によって増減する原価要素である。また、侵害品の譲渡に直接的因果関係を有する原価をいう。仕入、製造、外注加工、梱包、保管、運送、販売等の費用のうち、侵害品の製造・販売のためのみに直接要したものであり、変動製造原価と変動販売費から構成される。
- ② 特許法第 102 条第 2 項の変動費は、実際に発生した費用が計算の対象になるのに対して、第 1 項の場合、侵害者が譲渡した数量相当を仮に権利者が追加的に製造・販売したと仮定した場合の計算である。このように第 1 項は、仮定の下での計算であることを注意する。
- ③ 特許法第 102 条第 1 項の変動費計算は、侵害品と形状が全く同一な製品について厳密な変動費集計を要求していないことに留意する。市場で侵害品と排他的な関係にある権利者製品から得られる原価データを基に集計する。
- ④ 原価計算制度では経済的合理性を満たしているとして、製品の製造・販売に関連する変動費に当たる費目であっても、侵害品の製造・販売に法的に明瞭な因果関係が認められない場合、損害額計算においては変動費に該当しないことに留意しなければならない。
- ⑤ 侵害品の製造・販売に関連する変動費は、正常的に発生したものでなければならない。臨時的、異常原因あるいは偶発的な原価や費用については、その内容や原因を慎重に調査し適切に判断しなければならない。

(4) 個別固定費計算の留意事項

- ① 固定費とは、操業度(生産量、加工量、販売量あるいは販売高)の増減にかかわらず変動しない原価要素である。侵害品の製造・販売に直接帰属するかによって個別固定費と共通固定費に区分される。個別固定費は、更に個別固定製造原価と個別固定販売費に分けられる。
- ② 特許法第 102 条第 1 項で損害額を計算する場合、侵害者の譲渡数量を権利者が製造・販売したと擬制しているため、譲渡数量と控除費用との間の因果関係を検証することが困難である。また、特許法は、権利者による権利侵害立証の負担軽減を図

っている。こういった同項の立法趣旨を考慮した場合、侵害品の譲渡数量に相当する権利者製品を追加的に製造・販売するのに、追加的な設備が必要かの判断に際しては、後述の③(特許法第102条第2項の場合)のような厳密な調査は困難であると予想される。その場合でも、権利者の製造設備や販売体制の現状から総合的に判断し、経済的合理性の点から個別固定費の有無について心証を得る必要がある。実施した手続、意見形成過程及び結論は必ず計算鑑定調書に記述しなければならない。

- ③ 特許法第102条第2項で損害額を計算する場合、侵害品の製造・販売に直接帰属できるか、不可避的であることを厳密に調査する必要がある。そのためには、侵害品の製造・販売に専用で使用されていること、製造・販売を停止した場合、他に転用できないこと、さらには、侵害期間と当該計上期間が対応していることを調査・検討しなければならない。

(5) 調整要素の留意事項

- ① 特許法第102条第1項の調整要素の一つとして、侵害者による営業努力を挙げる説がある。これは侵害者によって立証されなければならない。侵害者の営業努力を調整要素とするかどうか、営業努力の具体的内容として何を考えるかについては説が分かれるところなので、裁判例を参照し、裁判所とも事前に十分な協議をする必要がある。
- ② 実施の能力とは、当該特許権の存続期間内に一定量の当該製品を製造・販売する権利者の能力をいう。権利者に譲渡数量の全部又は一部を製造・販売することができない事情がある場合、その数量に応じた額を損害額の計算で控除することになる。現実には侵害品が市場に流入したために、設備投資を控えなければならない場合もある。そこで、権利者の権利保護と救済という立法趣旨から、実際の製造・販売能力の状況を厳格に判断するのではなく、実際にはそれだけの設備を有していなくても、自己資金や金融機関の融資で製造・販売が行えるといった潜在的な能力で足りることに留意する必要がある。
- ③ 寄与率とは、当該特許発明の対象となる部品が製品の販売に寄与している割合をいう。多くの場合、製品は多数の部品から構成され、それらはまた多数の特許発明で構成されている。ある部品に特許権侵害があった場合、損害額を前述の計算式で計算しただけでは、製品全体の価額をもって損害額となってしまう。そこに寄与率を調整要素として加味することで、当該権利侵害に対する損害額が計算されることになる。寄与率は、具体的な直接証拠と所定の計算式で求められるのではなく、様々

な間接証拠から総合的に決定されるものである。

計算鑑定業務における計画・実施・報告実務

本章では、計算鑑定の業務の流れを示すとともに、計画・実施・報告の各ステップでの作業をより効率的に進めるための書式集を用意した。

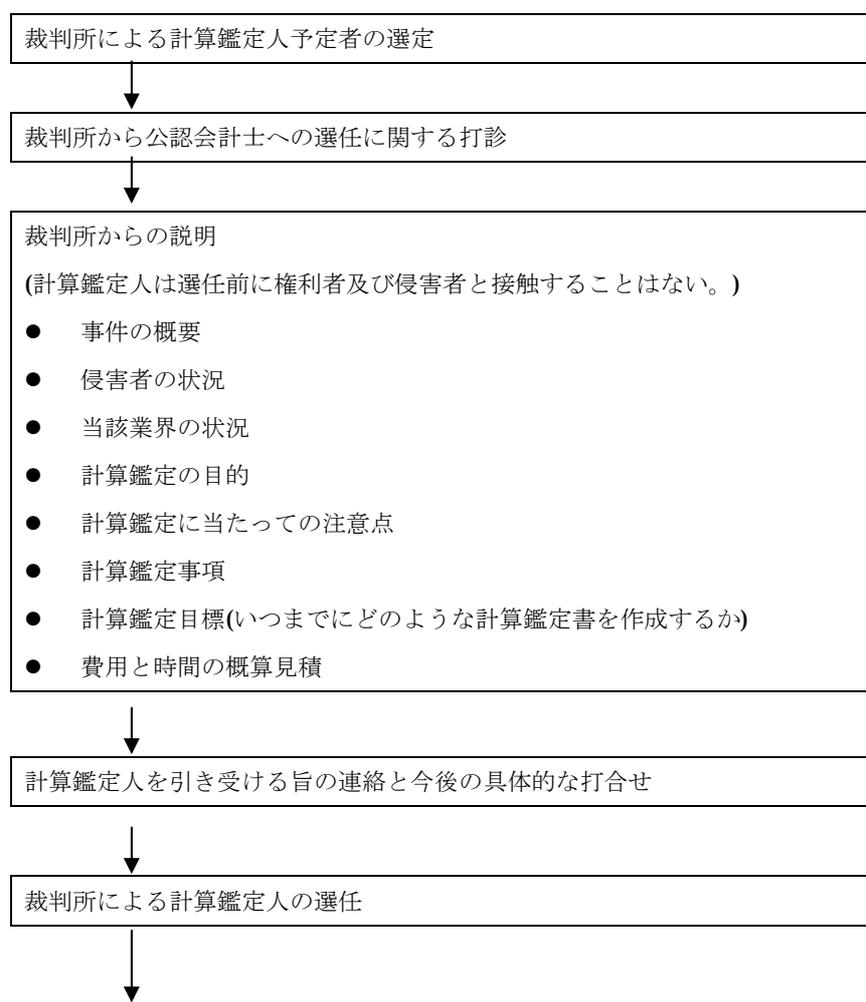
ここでは、特許法第102条第2項に基づく損害額計算で、公認会計士が計算鑑定人に選任された場合を想定している。

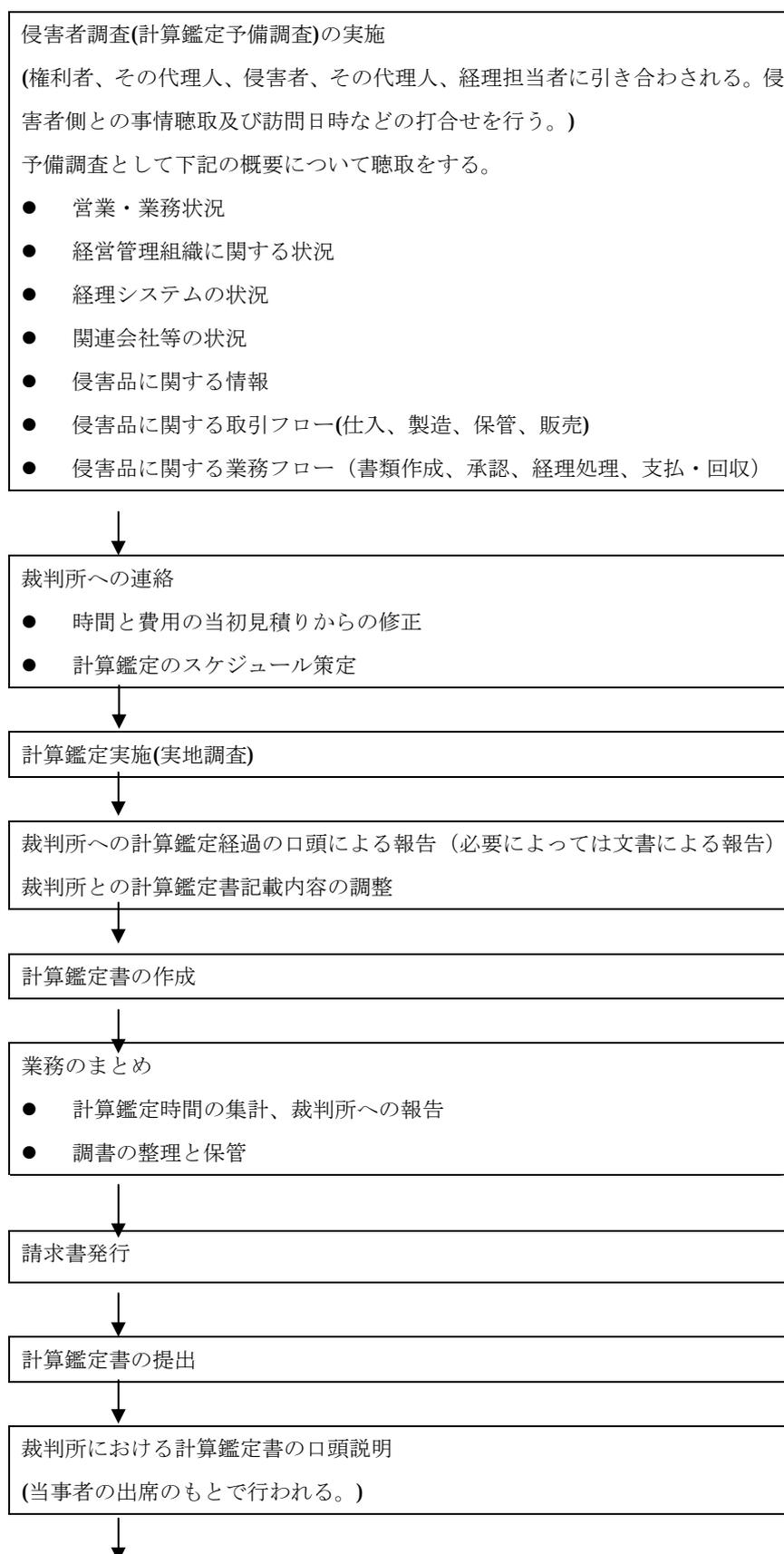
計算鑑定は、裁判所との事前打合せから始まり、計算鑑定予備調査、実地調査と続き、計算鑑定書の提出・口頭説明で終了する（場合によっては、計算鑑定書補充・訂正書提出まで）。作業時間の見積り、作業スケジュール表、日程表あるいは調書インデックス体系など、既に所定の書式を事務所採用している場合には、利用を強制するものではない。また、今後の利用状況により、適宜改訂や追加を行う予定である。

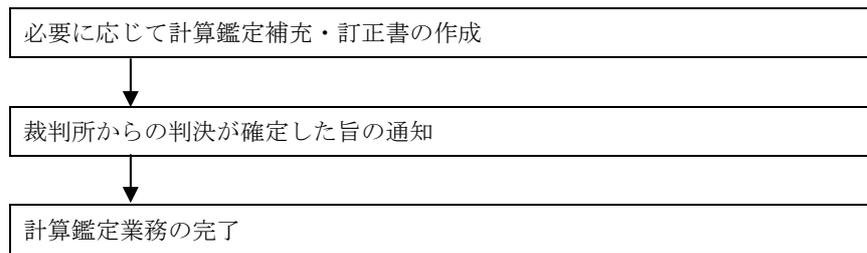
- (1) 本章に掲載した各種書式は、計算鑑定人が管理用として利用するもの、裁判所との間で利用するもの、及び、調査対象会社である侵害者との間で利用するものに大別される。「書式集全体図」は、利用の時期を含め、計算鑑定作業の流れとの関係で書式の種類を示したものである。
- (2) 本書式集は、日数ではなく時間管理を基礎として作成している。継続的に実施される会計監査と異なり、計算鑑定の場合には、当事者の対応等で作業時間が大きく変動する。この原因を事後的に分析するためには、時間管理の方が妥当であろうとの判断による。
- (3) 事前手続から最終報告までに実施・検討すべき手続を「計算鑑定実施手続書」としてまとめた。実際の計算鑑定実施手続は、計算鑑定事項の内容や調査対象会社の状況によって異なるが、本書式は、想定される標準的な手続を記載した。
- (4) 計算鑑定作業の流れの中で実地調査の手続は、裁判所からの計算鑑定事項によって異なる。書式集の「鑑定事項別実施手続書：売上高」は、売上高あるいは利益額が計算鑑定事項であった場合の手続書を例示したものである。手続書を作成するに当たっては、計算鑑定予備調査の結果を反映できるように配慮する必要がある。
- (5) 調査対象会社との間で利用される予備調査依頼書等は、代表取締役あてとしているが、訴訟代理人や所定の担当者あてが適当な場合もある。宛先については、事前に確認しておく必要がある。

1. 計算鑑定の業務フロー

計算鑑定人は、権利者及び侵害者双方の合意の上で選任される場合が多い。侵害者の任意の協力の下で計算鑑定を実施する場合、侵害者の場所に出向いて業務を実施することになる。このような状況の下で、特許法第102条第2項に基づく損害額を計算する場合、侵害者の譲渡数量や侵害者の利益額等が計算鑑定事項になると考えられる。この場合の計算鑑定の業務フローを示すと下図のとおりである。この業務フローの中では、侵害者が調査対象会社である。







上記の業務フローと各書式を関連付けると下表のようになる。

書式集全体図

計算鑑定作業の流れ	計算鑑定作業管理用書式	対裁判所用書式	対調査対象会社用書式	
事前手続(選任前)	計 算 鑑 定 実 施 手 続 書			
1 担当判事とのミーティング				
2 計算鑑定資料の収集・分析				
3 計算鑑定事項・利益概念の整理・検討				
計算鑑定計画の立案(選任前)				
1 計算鑑定作業スケジュール表(案)の作成		計算鑑定作業スケジュール表(案)		
2 計算鑑定日程表(案)の作成		計算鑑定日程表(案)		
3 作業時間と報酬の見積り		計算鑑定報酬見積書 計算鑑定時間見積書		
計算鑑定予備調査(選任後)				予備調査依頼書
1 調査対象会社に対する調査の目的等の説明				
2 調査対象会社の概要の把握				
3 内部統制制度の評価				
4 調査の対象となる勘定科目と調査方法の決定			書類提出依頼書	
5 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表の確定	計算鑑定作業スケジュール表 計算鑑定日程表			
実地調査	鑑定事項別実施手続書			
1 調査対象会社の調査			追加書類提出依頼書 書類借出書	
2 所内作業の実施				
3 経過報告書の作成		経過報告書		
経過報告		↓		
計算鑑定書の作成		計算鑑定書		
最終報告	↓ 計算鑑定時間差異報告書	↓		

2. 裁判所からの決定書、鑑定事項及び宣誓書

民事訴訟法によると、鑑定は、学識経験のある者にとっての一般的な国民の義務とされている。特許法では平成 11 年の改正で、次のような条文が設けられ、計算鑑定人制度が導入された。

特許法第 105 条の 2 損害計算のための鑑定

「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。」

計算鑑定人は次項に示すような「決定書」によって、裁判所から選任される。なお、民事訴訟法では、鑑定人は正当な理由なく鑑定を拒絶した場合、一定の制裁を課される(民事訴訟法第 216 条、第 192 条及び第 193 条)。選任を受託した場合には、裁判所に対して、誠実に鑑定する旨の「宣誓書」を提出する。

また、計算鑑定人に選任された後には、裁判所からの鑑定命令に服さなければならない。何を鑑定するのかについては、裁判所より「鑑定事項」として指示される。

(1) 決定書

平成××年(×)第×××号

決 定

原 告 X 株 式 会 社

被 告 Y 株 式 会 社

- 1 原告の平成××年××月××日付け鑑定申立てを採用する。
- 2 鑑定人として、
住所 東京都××区
氏名 A
を指定する。
- 3 上記鑑定人に対し、別紙記載の事項について鑑定し、その結果を平成××年××月××日までに書面をもって報告することを命ずる。

平成××年××月××日

東京地方裁判所民事第××部

裁判長裁判官 ×× ×××

裁 判 官 ×× ×××

裁 判 官 ×× ×××

(2) 計算鑑定事項

鑑 定 事 項

平成×年×月×日から平成×年×月×日までの間に被告 Y 株式会社が製造・販売した商品名「××××」の販売数量、売上高、経費及び利益率

以 上

(3) 宣誓書

宣 誓

りょうしん したが せいじつ かんてい
良心 に従って誠実に鑑定することを
ちか
誓います。

鑑定人

印

3. 計 画

計算鑑定人に選任された場合、前述の業務フローに従い作業を実施していくこととなる。具体的な作業手続として、「計算鑑定実施手続書」としてまとめたので参考にさせていただきたい。

まず、計画段階では、裁判所からの決定書に定められている報告書提出期日に間に合うように作業スケジュールを作成する（計算鑑定作業スケジュール表）。次に、これまでに入手した情報に基づき、作業時間を見積り（計算鑑定時間見積書）、裁判所及び調査対象会社と調整の上で具体的な日程を決定するとともに（計算鑑定日程表）、報酬額を見積り（計算鑑定報酬見積書）、裁判所と協議の上報酬額を決定する。

(1) 計算鑑定実施手続書

実 施 手 続		実施日	署 名
I 事前手続(選任前)			
1. 担当判事とのミーティング			
	(1) 担当判事とミーティングを持ち、事件の概要について説明を受けなさい。 ① 事件名及び事件番号 ② 権利者及び侵害者 ③ これまでの裁判の経過 ④ 計算鑑定を実施することとなった経緯 (2) 計算鑑定の目的を確認しなさい。 (3) 調査の対象者(調査対象会社)の概要を確認しなさい。 (4) 計算鑑定の対象となる期間と勘定科目を確認しなさい。 (5) 計算鑑定書の提出期限を確認しなさい。 (6) 調査に当たっての留意事項を確認しなさい。 (7) 調査対象会社を確認し、利害関係がないかどうかを確認しなさい。 (8) 作業の経過報告のスケジュールを裁判所と確認しなさい。		
2. 計算鑑定資料の収集・分析			
	(1) 裁判所において、担当事件に関する鑑定資料を閲覧し、必要な場合はコピーを入手しなさい。		
3. 計算鑑定事項・利益概念の整理・検討			
	(1) 裁判所より依頼された鑑定の目的、対象期間及び勘定科目を整理し、一般的に必要となる帳簿・証憑類をリストアップしなさい。 (2) 今回の計算鑑定の目的に照らして適当と考えられる利益概念を整理・検討しなさい。		
II 計算鑑定計画の立案(選任前)			
1. 計算鑑定作業スケジュール表(案)の作成			
	(1) 裁判所から入手した情報により、計算鑑定作業スケジュール表(案)を作成しなさい。		
2. 計算鑑定日程表(案)の作成			
	(1) 計算鑑定作業スケジュール表(案)に基づき、実地調査日と調査先を計画しなさい。 ① 実地調査日については、作業期間と作業分量から、どの程度の頻度で実施するのかを計画しなさい。 ② 複数の箇所を調査する必要がある場合には、効率的に調査が実施できる		

実 施 手 続	実施日	署 名
<p>ように計画しなさい。 (2) 計算鑑定日程表(案)を作成しなさい。</p>		
3. 作業時間と報酬の見積り		
<p>(1) 計算鑑定作業スケジュール表(案)と計算鑑定日程表(案)から、作業時間を見積りなさい。 (2) 作業実施に当たり必要となる旅費交通費等を見積りなさい。 (3) 見積作業時間と諸費用から報酬額を見積りなさい。 (4) 作業期間(報告書提出期限)と作業分量を勘案して、補助者が必要か否か判断しなさい。 (5) 補助者を必要とした場合には、事前に裁判所に確認しなさい。 (6) 裁判所と報酬額について話し合い、報酬額を決定しなさい。</p>		
III 計算鑑定予備調査(選任後)		
1. 調査対象会社に対する調査の目的等の説明		
<p>(1) 調査対象会社に対して、今回の計算鑑定の調査目的、調査対象期間、調査方法の概要、調査スケジュールを説明しなさい。 (2) 計算鑑定人の守秘義務と独立性について説明し、調査対象会社に対して協力を求めなさい。 (3) 調査の過程で計算鑑定人が作成する調書や入手した資料の所有権は、計算鑑定人にあることを説明しなさい。</p>		
2. 調査対象会社の概要の把握		
<p>(1) 調査対象会社の概要を把握するために、下記の資料を入手しなさい。 ① 会社案内(パンフレット)等 ② 直近3年分の決算書 ③ 直近3年分の法人税申告書 ④ 組織図 ⑤ 各種諸規程(規程集) ⑥ システム概念設計図 ⑦ 部門別損益計算書等の管理資料 ⑧ その他必要と考えられる資料</p> <p>(2) 下記の事項についてインタビューを行い、必要であれば関連資料を収集しなさい。 ① 会社全体の事業の概要 ② 計算鑑定の対象となる事業の詳細な内容と特徴 ③ 計算鑑定の対象となる事業と関係する部署 ④ 会計に対する考え方・取組み姿勢 ⑤ 帳簿体系と勘定科目体系</p>		

実 施 手 続	実施日	署 名
⑥ 計算鑑定の対象と関連する帳簿及び証憑類の種類と保管方法 ⑦ 事務手続の流れ ⑧ 計算鑑定の対象と関係する製商品等の原価計算実施の有無と原価計算の方法 ⑨ その他必要と考えられる事項 (3) 会計事務所に経理業務を委託している場合には、必要な場合、調査対象会社を通じてインタビューを実施しなさい。 (4) 調査対象会社が会計監査を受けている場合には、必要な場合、調査対象会社を通じて、公認会計士又は監査法人にインタビューを実施しなさい。		
3. 内部統制制度の評価		
(1) 以上の予備調査から内部統制制度の整備・運用状況の評価をしなさい。		
4. 調査の対象となる勘定科目と調査方法の決定		
(1) 調査の対象となる勘定科目を確定しなさい。 (2) 予備調査の結果から、調査に必要な帳簿・証憑類等を決定し、計算鑑定の対象期間に対応する書類の提出を求めなさい。 (3) 予備調査の結果から、試査を適用する場合には、試査の範囲を決定しなさい。 (4) 必要な情報が調査会社の帳簿類・管理資料から入手できない場合には、別途、資料の作成を依頼しなさい。 (5) 鑑定事項又は重要な勘定科目について実施手続書を作成するとともに、各作業の作業時間を見積りなさい。		
5. 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表の確定		
(1) 予備調査の結果から、必要な場合には作業内容を見直し、計算鑑定作業スケジュール表を修正しなさい。 (2) 予備調査の結果から、当初計画した調査日数・作業時間を見直しなさい。 (3) 実地調査日を調査対象会社の担当者と調整しなさい。 (4) 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表を確定しなさい。 (5) 必要な場合には作業見積の修正に基づいて、報酬額の見直しを裁判所と話し合いなさい。		
IV 実地調査		
1. 調査対象会社の往査		
(1) 調査対象会社での作業場所を確認しなさい(会議室等の個室が望ましい。)		

実 施 手 続	実施日	署 名
<p>(2) 担当者（応答者）の確認をなさい。 (3) 調査会社の就業時間を確認し、実地調査をできる時間を確認しなさい。 (4) 往査の日程(計画)について確認しなさい。 (5) 事前に要望した書類が用意されているか否か確認しなさい。 (6) 計算鑑定作業スケジュール表に基づいて作業を実施しなさい。 (7) 実施した作業について、計算鑑定調書を作成しなさい。 (8) 調査対象会社から入手した資料のコピーは、一覧表を作成して、双方で確認しなさい。 (9) 作業の過程で問題点が発生した場合には、要点をまとめた上で、速やかに裁判所と協議しなさい。</p>		
2. 所内作業の実施		
<p>(1) まとめ等で必要な場合には、実地調査のほかに計算鑑定人の事務所で作業を実施しなさい。 (2) 調査対象会社から資料を借り出す場合には、書類借出書を作成しなさい。 (3) 調査対象会社から借り出した資料を返却したときには、返却の確認書を調査対象会社から入手しなさい。</p>		
3. 経過報告書の作成		
<p>(1) 裁判所に対する経過報告のため、経過報告書を作成しなさい。 (2) 作業の過程で問題点が発生した場合には、要点をまとめた上で、経過報告書に記載しなさい。なお、書類の不備、調査会社の協力が得られない等の問題が発生し、問題の解決が急を要する場合には、経過報告のスケジュールにかかわらず、速やかに裁判所に報告し協議しなさい。 (3) 作業の結果、当初の見積時間内に終了することができない、あるいは報告書提出期限までに終了することができないと判断された場合には、今後の作業時間を見積もり、当初の作業スケジュールを見直して、速やかに裁判所に報告し協議しなさい。</p>		
V 経過報告		
<p>(1) 裁判所との事前協議で決定されたスケジュールに従い、経過報告書に基づいて経過報告を実施しなさい。 (2) 問題点が発生した場合には、併せて報告し協議しなさい。 (3) 最終報告書への記載方法・内容についても順次確認しなさい。</p>		
VI 計算鑑定書の作成		

	実 施 手 続	実施日	署 名
	(1) 調査結果に基づいて、計算鑑定書(案)を作成しなさい。 (2) 計算鑑定書(案)は標準ひな型に基づいているか確認しなさい。 (3) 計算鑑定書(案)は事前に裁判所に確認し、必要がある場合には修正しなさい。		
VII 最終報告			
	(1) 裁判所に最終報告の日程を確認しなさい。 (2) 計算鑑定書に基づいて鑑定結果を報告しなさい。 (3) 計算鑑定の中で作成した調書と収集した資料を整理し、計算鑑定書とともに、10年又は裁判確定の日のうち遅い方の日まで、計算鑑定人の事務所で保管しなさい。		

(2) 計算鑑定作業スケジュール表

事件名: _____
 事件番: _____

	担当者			作業スケジュール								
	A	B	C	4/1	4/8	4/15	4/22	4/29	5/6	5/13	5/20	
事前手続(選任前)												
1 担当判事とのミーティング				4/2								
2 計算鑑定資料の収集・分析				4/2								
3 計算鑑定事項・利益概念の整理検討				4/2								
計算鑑定計画の立案(選任前)												
1 計算鑑定作業スケジュール表(案)の作成				→								
2 計算鑑定日程表(案)の作成				→								
3 作業時間と報酬の見積り				→								
計算鑑定予備調査(選任後)					→							
1 調査対象会社に対する調査の目的等の説明					→							
2 調査対象会社の概要の把握					→							
3 内部統制制度の評価					→							
4 調査の対象となる勘定科目と調査方法の決定					→							
5 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表の確定					→							
現地調査						→						
1 調査対象会社の調査						→						
売上高						→						
変動費						→						
個別固定費						→						
原価計算						→						
2 所内作業の実施						→						
3 経過報告書の作成						→						
経過報告										→		
計算鑑定書の作成											→	
最終報告												5/24

(3) 計算鑑定日程表

事件名： _____

事件番号： _____

作 業 項 目				場 所
	月	日	曜日	
I 事前手続				
担当判事とのミーティング	4	2	火	裁判所
II 計算鑑定計画の立案				
報酬の協議・決定	4	5	金	裁判所
III 計算鑑定予備調査				
調査対象会社の往査	4	8	月	本社
IV 実地調査及び経過報告				
調査対象会社への往査 原則：毎週水曜日				
裁判所への経過報告 原則：毎週金曜日				
第1回 実地調査	4	10	水	本社
経過報告	4	12	金	裁判所
第2回 実地調査	4	17	水	本社
経過報告	4	19	金	裁判所
第3回 実地調査	4	24	水	本社
経過報告	4	26	金	裁判所
第4回 実地調査	5	1	水	工場
経過報告	5	3	金	裁判所
第5回 実地調査	5	8	水	工場
経過報告	5	10	金	裁判所
第6回 実地調査	5	15	水	本社
経過報告	5	17	金	裁判所
V 最終報告	5	24	金	裁判所

(4) 計算鑑定報酬見積書

事 件 名 : _____
事 件 番 号 : _____

	氏名	単価	時間	金額
計算鑑定人	A〇〇	×××	111.0	×××
補助者	B△△	×××	73.0	×××
補助者	C××	×××	24.0	×××
			小計	×××
旅費交通費	交通費			×××
	宿泊費			×××
	日当			×××
			小計	×××
		消費税等		×××
		源泉所得税		×××
		差引請求金額		×××

(注) 上記の計算鑑定報酬見積書は、内部資料として利用するものであるが、裁判所との打合せの際の説明資料としても有用である。

当該報酬見積書は、まず計算鑑定人選任前の鑑定計画立案時に作成することになる。

この時点ではまだ計算鑑定人に選任されておらず、計算鑑定予備調査実施前であるため、時間の見積りも精度は高くない。したがって、この時点で見積書の提出を裁判所から要請された場合には、下記のような但し書きが必要である。

- ①当該見積書作成が計算鑑定予備調査実施前であること
- ②状況に応じて、見積時間や報酬額が変更される可能性があること
- ③変更の必要が発生した場合には、事前に裁判所と協議をすること

計算鑑定予備調査や実地調査を進める中で、当該見積りの適宜見直しが必要である。

裁判所に請求できるのは、計算鑑定人選任後計算鑑定書提出までに要した時間数である。

時間単価に関しては、報酬規定がある場合にはそれを参考とする。

(5) 計算鑑定時間見積書

事 件 名 : _____
事 件 番 号 : _____

(単位：時間)

	計算鑑定人 公認会計士 A〇〇	補助者① 公認会計士 B△△	補助者② C××	備 考
I 事前手続 (選任前)				
1 担当判事とのミーティング	4.0			
2 計算鑑定資料の収集・分析	8.0			
3 計算鑑定事項・利益概念の整理検討	0.5			
II 計算鑑定計画の立案 (選任前)				
1 計算鑑定作業スケジュール表(案)の作成	8.0			
2 計算鑑定日程表(案)の作成	3.0			
3 作業時間と報酬の見積り	0.5			
III 計算鑑定予備調査 (選任後)				
1 調査対象会社に対する調査の目的等の説明	1.0	1.0		
2 調査対象会社の概要の把握	8.0	8.0		
3 内部統制制度の評価	2.0			
4 調査の対象となる勘定科目と調査方法の決定	4.0			
5 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表の確定	4.0			
IV 実地調査				
1 調査対象会社の調査	48.0	48.0	16.0	往査：6日
2 所内作業の実施	8.0	8.0	8.0	
3 経過報告書の作成	8.0			
V 経過報告	12.0			経過報告：6回
VI 計算鑑定書の作成	16.0	8.0		
VII 最終報告	4.0			
時間合計	139.0	73.0	24.0	

(注) 計算鑑定報酬見積書の「時間」欄の基礎資料として、上記の計算鑑定時間見積書を作成する。

この計算鑑定時間見積書は、原案としてまず計算鑑定計画立案時に作成する。

この時点では、まだ計算鑑定人に選任されておらず、計算鑑定予備調査の実施前であるため、具体的な計算鑑定作業スケジュール表が作成されていない。予備調査以降の手続を実施する中で、時間の見積りも適宜見直す必要がある。

なお、計算鑑定報酬見積書に注書きしたように、裁判所に請求できるのは、計算鑑定人選任後計算鑑定書提出までの時間数である。

したがって、上記ⅢからⅥまでの時間数が、計算鑑定報酬見積書に転記される。

4. 実施

事前にたてられた計画に基づいて、計算鑑定の実地調査に入るのであるが、調査項目に対して過不足なく調査を実施するために実施手続書を作成する。当マニュアルでは、サンプルとして売上高の実施手続書を示してあるので参考にしていきたい。また、鑑定作業の過程で、計算鑑定調書を作成することになるが、体系的にファイルし保管する（計算鑑定調書インデックス体系）。

鑑定作業の時間を集計するのであるが、集計した結果については、内部管理用のほか、裁判所に対する説明資料として、見積時間との差異分析を実施しておくことが有用である（計算鑑定時間差異報告書）。

鑑定作業の経過については、前述したように定期的に、又は随時に裁判所に報告する。報告については口頭のみの場合もあるが、書面によって報告する場合には、経過報告書として裁判所に提出する（経過報告書）。

調査対象会社に対しては、事前に調査の目的と必要と考えられる資料を準備してもらおうと、円滑な鑑定作業を実施することができる（予備調査依頼書・書類提出依頼書）。また、調査の過程で更に必要な書類が出た場合、口頭、若しくは文書によって資料の追加的な提出を求める（追加書類提出依頼書）。計算鑑定人が事務所等で作業をするために調査対象会社の書類を持ち出す場合、借出書を作成して書類の借出しを明確にしておくことが望ましい（書類借出書）。

(1) 計算鑑定調書インデックス体系

インデックス	勘定科目等
	一般的事項
	事件の概要
	計算鑑定の目的
	調査対象者の概要
	計算鑑定の対象期間と主な勘定科目
	計算鑑定書の提出期限
	利害関係の有無の検討
	裁判所への経過報告スケジュール
	計算鑑定書
	統括事項
	計算鑑定作業スケジュール表
	計算鑑定日程表
	作業時間と報酬見積
	裁判所との連絡文書
	調査対象会社との連絡文書
	計算鑑定予備調査
	計算鑑定予備調査の実施
	内部統制制度の評価
	実地調査
	売上高
	変動費
	仕入
	外注費
	個別固定費
	原価計算
	経過報告
	その他資料
	裁判所から入手した鑑定資料の写し
	調査対象会社から入手した資料
	会社パンフレット
	直近3年分の決算書
	直近3年分の法人税申告書
	組織図
	会社規定類
	システム概念設計図
	部門別損益計算書
	製品案内

(注) 実地調査のインデックスは、裁判所からの計算鑑定事項や計算鑑定予備調査の結果を反映して適宜検討する必要がある。

(2) 鑑定事項別実施手続書 - 売上高

事件名 : _____
 事件番号 : _____

	実 施 手 続	見積 時間	インデ ックス	実施日	署名
	作業の目的				
	1. ○○製品の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの売上数量と売上金額の検証				
	実施手続				
	1. 平成 年 月期及び平成 年 月期の決算書を入手し、売上高の金額が総勘定元帳及び売上明細書の合計額と一致していることを確認しなさい。 2. 平成 年 月期及び平成 年 月期の売上明細書の製品別売上高の合計を集計して、総勘定元帳の売上高と一致していることを確認しなさい。 3. 平成 年 月期の○○製品の月次売上推移表を入手し、異常な増減の有無を確認しなさい。 4. 計算鑑定対象期間の売上傳票を入手し、連番チェックをして網羅性を確認しなさい。 5. 計算鑑定対象期間の出庫伝票・納品書の連番をチェックするとともに、出庫印、得意先の押印の有無を確認しなさい。 6. 出庫伝票・納品書を、売上傳票・売上明細書と突合し、売上計上日の妥当性を検証しなさい。 スコープ： 7. 得意先元帳をレビューし、異常な取引がないか確認しなさい。 8. 販売単価表を入手して、○○製品の販売単価を確認しなさい。 9. ○○製品の計算鑑定対象期間の販売数量と販売単価から、当該期間の売上高の妥当性を検討しなさい。 10. . . . 11. 以上の結果から、結論を記載しなさい。				

(3) 計算鑑定時間差異報告書

事 件 名 : _____
事 件 番 号 : _____

(単位：時間)

	見積時間	実際時間	差異	備 考
I 事前手続 (選任前)				
1 担当判事とのミーティング	4.0			
2 鑑定資料の収集・分析	8.0			
3 計算鑑定事項・利益概念の整理検討	0.5			
II 計算鑑定計画の立案 (選任前)				
1 計算鑑定作業スケジュール表(案)の作成	8.0			
2 計算鑑定日程表(案)の作成	3.0			
3 作業時間と報酬の見積	0.5			
III 計算鑑定予備調査 (選任後)				
1 調査対象会社に対する調査の目的等の説明	2.0			
2 調査対象会社の概要の把握	16.0			
3 内部統制制度の評価	2.0			
4 調査の対象となる勘定科目と調査方法の決定	4.0			
5 計算鑑定作業スケジュール表と計算鑑定日程表の確定	4.0			
IV 実地調査				
1 調査対象会社の調査	112.0			
2 所内作業の実施	24.0			
3 経過報告書の作成	8.0			
V 経過報告	12.0			
VI 計算鑑定書の作成	24.0			
VII 最終報告	4.0			
時間合計	236.0	0.0	0.0	

(注) 上記計算鑑定時間差異報告書は、内部資料として利用するものであるが、裁判所への説明資料としても有用である。

計算鑑定計画立案時以降見積時間は改訂されるが、最終的に決定した時間を左欄に記載する。

実際時間数を中欄に、見積時間と実際時間との差異を右欄に記載する。

差異の大きな事項については更に詳細な差異分析を行い、備考欄に原因を記載する。

場合によっては、担当者別に差異分析を行う。

実地調査は、必要に応じて鑑定事項や科目・項目ごとに分析を行う。

(4) 経過報告書

平成 年 月 日

〇〇裁判所民事第〇〇部
 裁判官 〇〇 〇〇 様

計算鑑定人
 公認会計士 〇〇 〇〇

特許法第 105 条の 2 に基づく計算鑑定作業の経過について下記のとおりご報告いたします。

事件番号	平成 年 () 第 号
事件名	事件
調査対象者	
調査日時	平成 年 月 日 午前 時 分より午後 時 分
調査場所	
調査実施者	
調査内容	
その他 (問題点・裁判所に確認の必要な事項など)	

(5) 予備調査依頼書

平成 年 月 日

東京都千代田区〇〇
株式会社 〇〇工業
代表取締役 〇〇 〇〇 様

東京都新宿区〇〇
計算鑑定人
公認会計士 〇〇 〇〇 印

前略

平成 年 月 日より、事件番号 平成 年 () 第 号 事件名_____につき、特許法第 105 条の 2 に基づき、貴社において計算鑑定作業を実施することとなりました。当該計算鑑定に当たり、まず貴社の概要と計算鑑定の対象となる〇〇製品の内容について確認いたします。

お手数ではございますが、インタビュー実施予定日(平成 年 月 日)までに、下記の資料をご用意ください。該当する書類がない場合、速やかにその旨をご連絡ください。

なお、計算鑑定の作業中で閲覧した資料や入手した資料は、当該計算鑑定の目的のみに使用するものであり、外部に公表することは決してないことを申し添えます。

草々

記

1. 会社案内(パンフレット)等、貴社の事業の概要が分かる資料
2. 直近3年分の決算書
3. 直近3年分の法人税申告書
4. 組織図
5. 各種諸規程(規程集)
6. システム概念設計図その他使用中のコンピュータシステムの概要が分かる資料
7. 部門別損益計算書等の社内管理資料
8. 〇〇製品の製品案内・パンフレット
9. その他、貴社や〇〇製品の内容を把握するために有用な資料

以上

(6) 書類提出依頼書

平成 年 月 日

東京都千代田区〇〇
株式会社 〇〇工業
代表取締役 〇〇 〇〇 様

東京都新宿区〇〇
計算鑑定人
公認会計士 〇〇 〇〇 ⑩

前略

平成 年 月 日より、事件番号 平成 年 () 第 号 事件名 _____
につき、特許法第 105 条の 2 に基づき、貴社において計算鑑定作業を実施することとなり
ました。当該計算鑑定において、下記の書類が必要となりますので、お手数ではございま
すが、平成 年 月 日までに、下記の資料をご用意ください。

なお、計算鑑定の作業中で閲覧した資料や入手した資料は、当該計算鑑定の目的のみに
使用するものであり、外部に公表することは決してないことを申し添えます。

草々

記

1. 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇〇製品の出荷伝票
2. . . .
3. . . .

以上

(7) 追加書類提出依頼書

平成 年 月 日

東京都千代田区〇〇
株式会社 〇〇工業
代表取締役 〇〇 〇〇 様

東京都新宿区〇〇
計算鑑定人
公認会計士 〇〇 〇〇 ⑩

前略

平成 年 月 日より、事件番号 平成14年()第 号 事件名_____
につき、特許法第105条の2に基づき、貴社において計算鑑定作業を実施しておりますが、
当該計算鑑定において、追加的に下記の書類が必要となりました。お手数ではございます
が、平成 年 月 日までに、下記の資料をご用意ください。

なお、計算鑑定の作業中で閲覧した資料や入手した資料は、当該計算鑑定の目的のみに
使用するものであり、外部に公表することは決してないことを申し添えます。

草々

記

1. 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇〇製品の出荷伝票
2. . . .
3. . . .

以上

(8) 書類借出書

平成 年 月 日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇 様

計算鑑定人
公認会計士 〇〇 〇〇 印

書類借出時

特許法第 105 条の 2 に基づく計算鑑定作業（事件番号 平成 年 () 号 事件名 _____）に伴い、下記の資料をお借りいたします。

借出資料一覧

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

返却予定日：平成 年 月 日

以上

書類返却時

以上の資料がすべて返却されたことを確認いたします。

平成 年 月 日

〇〇株式会社 〇〇 〇〇 印

5. 報告

計算鑑定の作業のまとめとして、計算鑑定書を作成する。ここでは、民事訴訟法で使用される一般的な鑑定書様式及び計算鑑定向けに鑑定事項計算書等を使用する場合の計算鑑定書様式の2種類を示す。

計算鑑定書作成上の注意点を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 用紙はA4版のものをうい横書きで、左側に最低3cmの余白を残す。
- (2) 手書きよりもパソコン・ワープロを使用して作成する方が望ましい。
- (3) 各ページのヘッダーには、必ず事件番号を付すこと。例えば、「平成××年(×)第×××号」となる。
- (4) 標題は、「計算鑑定書」となる。
- (5) 標題の次行右に作成年月日を記載する。
- (6) 提出先は裁判所であるので、あて先は、例えば、「東京地方裁判所民事第××部御中」となる。
- (7) 作成者名記載欄には、「計算鑑定人 公認会計士 ×× ××(氏名) ㊟」と記載し押印をする。
- (8) 本研究報告では、「権利者」、「侵害者」という表現を使用しているが、計算鑑定書記載に際しては、裁判所からの決定通知書その他鑑定資料で使用されている「原告」、「被告」という呼称で記述する。
- (9) 一般的に鑑定書は、3つの部から構成される。それを計算鑑定にも準用すると、計算鑑定書記載事項は、「計算鑑定事項」、「計算鑑定結果(鑑定理由の記載を含む。)」及び「計算鑑定資料」に分けられる。例えば、

第1 計算鑑定事項

平成×年×月×日から平成×年×月×日までの間に被告 Y 株式会社が製造・販売した商品名「××××」の販売数量、売上高、経費及び利益率

第2 計算鑑定結果

計算鑑定事項「××××」の販売数量・・・・	個
鑑定理由	
同売上高・・・・	円
鑑定理由	
同経費・・・・	円
鑑定理由	
同利益率・・・・	%
鑑定理由	

第3 計算鑑定資料

- (10) 一般的に鑑定書には、個々の計算鑑定結果に対して鑑定理由を記載しなければならない。計算鑑定の場合の鑑定理由としては、計算鑑定の経緯を記載することになる。例えば、計算鑑定事項「商品の販売数量」に関する鑑定理由は、下記のように実施した手続とその結果が記載内容となる。

計算鑑定結果

計算鑑定事項「××××」の販売数量・・・・	個
鑑定理由	
被告 Y 株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日まで出荷伝票、納品伝票、商品別出荷一覧表の入手し集計した結果、上記販売数量が算出された。	

- (11) 上記鑑定事項のうち経費については、個々の経費科目・項目を挙げ、計算鑑定の結果と鑑定理由を記載することになる。
- (12) 計算鑑定には、計算鑑定人の判断や見積、一定の仮定に基づく概算計算が含まれる。この場合、その旨、採用をした理由及び判断・見積・概算計算の算定根拠を鑑定理由の欄に記載する必要がある。
- (13) 計算鑑定資料の部には、計算鑑定を実施するために裁判所から交付を受けた資料や侵害者から入手あるいは閲覧した資料を記載する。また、計算鑑定のために引用・参考にした文献があれば、その著者名、標題、出版社、出版年月日を記載する。

(14) 一般的な鑑定書の記載方法を準用した場合、以上のような文章構成で記述することで計算鑑定書は完成する。記載様式を若干変更し、計算鑑定事項、鑑定理由を付さない計算鑑定結果を記載し、その次に、鑑定事項計算書の部を設ける方法も考えられる。この場合、鑑定事項計算書の部に下記の項目も併せて記載する。

- ① 計算鑑定資料
- ② 実施した手続
- ③ 計算鑑定事項に関する計算方針(例えば、利益率算定が鑑定事項であった場合に採用した利益概念)
- ④ 判断や見積り、一定の仮定に基づく概算計算が含まれている科目・項目とその旨、理由及び算定根拠

さらに、鑑定事項以外で裁判所の判断に資すると思われるものがあれば、補足的説明事項として鑑定事項計算書の次に記載する。

なお、このような記載様式がよいのか一般的な鑑定書様式がよいのかは、裁判所に事前に確認すること。

(15) 計算鑑定の従事者の氏名、計算鑑定の日程、要した時間や費用については、別途裁判所に報告するので、計算鑑定書への記載は不要である。

(16) 会計監査では、企業が作成した財務諸表を公正中立な立場で批判的に検討し、意見を表明するが、計算鑑定の場合、自らが鑑定事項について金額、数量あるいはパーセンテージといった数値上の結果を導き出さなければならない。そこには、意見の差控えや意見限定の余地がないことに留意する必要がある。

一般的な鑑定書の記載例と、様式を若干変更し鑑定事項計算書等を記載する場合の記載例を示すと次ページのようになる。

【鑑定事項計算書等を記載する場合の計算鑑定書様式】

計算鑑定書記載例(1 ページ目)	記載上の注意点								
<p>平成××年(×)第×××号</p> <p style="text-align: center;">計算鑑定書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>東京地方裁判所民事第××部御中</p> <p style="text-align: right;">計算鑑定人 公認会計士 ××××④</p> <p>第1 計算鑑定事項</p> <p>平成×年×月×日から平成×年×月×日までの間に被告 Y 株式会社 が製造・販売した商品名「××××」の販売数量、売上高、経費及 び利益率</p> <p>第2 計算鑑定結果</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">計算鑑定事項「××××」の販売数量</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">個</td> </tr> <tr> <td>同売上高</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>同経費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>同利益率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table>	計算鑑定事項「××××」の販売数量	個	同売上高	円	同経費	円	同利益率	%	<p>各ページの最上部左に事件番号を 付す。</p> <p>作成年月日を記載する。 あて先は左記のとおりになる。</p> <p>氏名の前に「計算鑑定人 公認会計 士」と記載し、押印する。</p> <p>計算鑑定人選任の際に裁判所から 送付される決定通知書に計算鑑定 事項が記載されているので、それを 記述する。</p> <p>計算鑑定事項ごとに鑑定結果を記 載する。一般的な計算鑑定書の記載 様式では、その次に鑑定理由を記述 するが、本鑑定書記載例では、この ページでは鑑定理由を記載せず、後 述する。</p>
計算鑑定事項「××××」の販売数量	個								
同売上高	円								
同経費	円								
同利益率	%								

計算鑑定書記載例(2ページ目 鑑定事項計算書)	記載上の注意点																											
<p>平成××年()第×××号 第3 鑑定事項計算書</p> <p style="text-align: center;">Y 株式会社 商品「×××」</p> <p>計算鑑定期間 平成×年×月×日から平成×年×月×日 (単位：個、円)</p> <table border="1" data-bbox="274 647 975 1189"> <thead> <tr> <th>科目・項目</th> <th>金額・数量</th> <th>注記番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売数量</td> <td>×××</td> <td>第4(1)a</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td>×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入高</td> <td>×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外注加工費</td> <td>×××</td> <td>第3(4)a 第4(1)b</td> </tr> <tr> <td>差引：限界利益</td> <td>×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個別固定費</td> <td>×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引：貢献利益</td> <td>×××</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益率</td> <td>××</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目・項目	金額・数量	注記番号	販売数量	×××	第4(1)a	売上高	×××		仕入高	×××		外注加工費	×××	第3(4)a 第4(1)b	差引：限界利益	×××		個別固定費	×××		差引：貢献利益	×××		利益率	××		<p>第3 鑑定事項計算書の前でページを改める。</p> <p>第3 鑑定事項計算書に記載されている金額、数量等のうち該当事項は、第2 計算鑑定結果に一致させる。</p> <p>計算鑑定に当たって、判断や見積り及び一定の仮定に基づく概算計算をした科目・項目や、手続の制約等の記述が次ページ以降にある場合、どこでそれらを記述しているかが分かるように、注記番号を付す。</p>
科目・項目	金額・数量	注記番号																										
販売数量	×××	第4(1)a																										
売上高	×××																											
仕入高	×××																											
外注加工費	×××	第3(4)a 第4(1)b																										
差引：限界利益	×××																											
個別固定費	×××																											
差引：貢献利益	×××																											
利益率	××																											

計算鑑定書記載例(3ページ目 鑑定事項計算書注記)	記載上の注意点										
<p>平成××年()第×××号 第3 鑑定事項計算書(続き)</p> <p>(1) 計算鑑定資料</p> <p>計算鑑定期間平成×年×月×日から平成×年×月×日の属する会計年度の決算書、総勘定元帳、出荷伝票、月別出荷一覧表、得意先元帳、仕入先元帳、当座勘定照合表、普通預金通帳、賃金台帳及びこれらの基礎となる請求書・領収書等の証憑書類</p> <p>(2) 実施した手続</p>	<p>計算鑑定を実施するために裁判所から交付を受けた資料や侵害者から入手あるいは閲覧した資料を記載する。また、計算鑑定のために引用・参考にした文献があれば、その著者名、標題、出版社、出版年月日を記載する。</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="223 750 606 795">科目・項目</th> <th data-bbox="606 750 989 795">実施した手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="223 795 606 940">販売数量</td> <td data-bbox="606 795 989 940">Y 株式会社が集計した販売数量リストをサンプルベースで出荷伝票と照合した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 940 606 1176">売上高</td> <td data-bbox="606 940 989 1176">Y 株式会社が作成した売上高集計表について、全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の売上高について入金記録と照合した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1176 606 1422">仕入高</td> <td data-bbox="606 1176 989 1422">Y 株式会社が作成した仕入高集計表について全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の仕入高について支払記録と照合した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1422 606 1500">外注費</td> <td data-bbox="606 1422 989 1500">請求書に基づいて集計し、計5件について支払記録と照合した。</td> </tr> </tbody> </table>	科目・項目	実施した手続	販売数量	Y 株式会社が集計した販売数量リストをサンプルベースで出荷伝票と照合した。	売上高	Y 株式会社が作成した売上高集計表について、全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の売上高について入金記録と照合した。	仕入高	Y 株式会社が作成した仕入高集計表について全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の仕入高について支払記録と照合した。	外注費	請求書に基づいて集計し、計5件について支払記録と照合した。	<p>鑑定項目あるいはそれに関連する科目・項目について実施した手続を簡潔に記載する。</p>
科目・項目	実施した手続										
販売数量	Y 株式会社が集計した販売数量リストをサンプルベースで出荷伝票と照合した。										
売上高	Y 株式会社が作成した売上高集計表について、全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の売上高について入金記録と照合した。										
仕入高	Y 株式会社が作成した仕入高集計表について全件、総勘定元帳、請求書と照合するとともに、××年××月の仕入高について支払記録と照合した。										
外注費	請求書に基づいて集計し、計5件について支払記録と照合した。										
<p>(3) 計算鑑定事項に関する計算方針</p> <p>計算鑑定事項である利益率を計算するに当たって、限界利益概念を採用した。限界利益の算定には、売上高から変動費及び個別固定費を控除する貢献利益法を採用した。</p> <p>(4) 計算鑑定に当たって判断や見積及び一定の仮定に基づく概算計算が含まれている科目・項目</p> <p>a 外注費</p> <p>複数の商品に関する外注加工を行っているもののうち、請求書に商品名「××××」の記載がある請求分について当該他の商品と数量で按分計算した。商品名「××××」が記載されてい</p>	<p>利益額には、売上総利益、限界利益、純利益といった利益概念があるが、採用した計算方針を記載する。売上高や販売数量のように出荷基準が会計慣行の基本であり、それを採用している場合には特に記載の必要はない。</p> <p>判断や見積り及び一定の仮定に基づく概算計算をした科目・項目につ</p>										

ないものについては計算から除外した。

いては、その旨、理由、算定根拠等を簡潔に記載する。

計算鑑定書記載例(補足的説明事項)	記載上の注意点
<p>平成××年()第×××号</p> <p>第4 補足的説明事項</p> <p>(1) 手続の制約</p> <p>a 販売数量</p> <p>販売数量に関して実施した手続は、前記第3(2)に記載したとおりであるが、計算期間のうち平成×年×月×日から平成×年×月×日の販売数量××個について出荷伝票が破棄されており検証ができなかった。なお、この期間については、代替的な手続として月別出荷一覧表の数量と照合をした。なお、その数量は××個である。</p> <p>b 外注費</p> <p>左記金額のうち×××円の外注費について請求書がなかった。代替的に支払状況を調査し、Y株式会社経理担当者×××に取引内容を確認し、当該売上に直接関連する費用であると判断した。なお、その金額は××円である。</p> <p>(2) その他</p> <p>(3) 本計算鑑定書で使用している用語</p> <p>変動費とは××××××××</p> <p>個別固定費とは××××××</p> <p>限界利益とは××××××××</p> <p>貢献利益とは××××××××</p>	<p>記載上の注意点</p> <p>補足的説明事項は、計算鑑定事項に影響はしないが、記載することで裁判所の判断に資する事項があれば、適宜記載する。</p> <p>左記(1)手続の制約は、代替手続を実施して計算鑑定を行うことができたものの、裁判所にその旨を報告すべきものと判断した内容を記載する。</p> <p>計算鑑定人に選任されると、事前打合せの際などに、裁判所から、損害額算定に関連して特に留意すべき事項が示されることがある。そういった事項に配慮して手続を実施した場合には、この点に関して、特に結果を報告しておくべきことがある。この補足的説明事項中に「その他」として記載する。</p> <p>用語使用上の混乱を避けるために、該当用語の定義付けをしておいた方がよいと判断した場合には、その内容を記載する。その際、計算鑑定のために引用・参考にした文献があれば、その著者名、標題、出版社、出版年月日を記載する。</p>

関係法令

1. 民事訴訟法

(以下は、民事訴訟法の抜粋である。)

第4節 鑑定

第212条

- ① 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。
- ② 第196条又は第201条第4項の規定により証言又は宣誓を拒むことができる者と同一の地位にある者及び同条第二項に規定する者は、鑑定人となることができない。

第213条

鑑定人は、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する。

第214条

- ① 鑑定人について誠実に鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その鑑定人が鑑定事項について陳述をする前に、これを忌避することができる。鑑定人が陳述をした場合であっても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知ったときは、同様とする。
- ② 忌避の申立ては、受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官にしなければならない。
- ③ 忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- ④ 忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第215条

裁判長は、鑑定人に、書面又は口頭で、意見を述べさせることができる。

第216条

第2節（証人尋問）の規定は、特別の定めがある場合を除き、鑑定について準用する。ただし、第194条及び第205条の規定は、この限りでない。

第217条

特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

第218条

- ① 裁判所は、必要があると認めるときは、官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は相当の設備を有する法人に鑑定を嘱託することができる。この場合においては、宣

誓に関する規定を除き、この節の規定を準用する。

- ② 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。

第5節 書証

第 219 条

書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

第 220 条

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 1 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 2 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 3 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第 196 条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第 197 条第 1 項第 2 号に規定する事実又は同項第 3 号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあつては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

第 221 条

① 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 1 文書の表示
- 2 文書の趣旨
- 3 文書の所持者
- 4 証明すべき事実

5 文書の提出義務の原因

- ② 前条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

第222条

- ① 文書提出命令の申立てをする場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を明らかにすることが著しく困難であるときは、その申立ての時においては、これらの事項に代えて、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにすれば足りる。この場合においては、裁判所に対し、文書の所持者に当該文書についての同項第1号又は第2号に掲げる事項を明らかにすることを求めるよう申し出なければならない。
- ② 前項の規定による申出があったときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、文書の所持者に対し、同項後段の事項を明らかにすることを求めることができる。

第223条

- ① 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認められない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。
- ② 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- ③ 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かななければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- ④ 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第220条第4号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。
- 1 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそ

れ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

2 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

- ⑤ 第3項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第220条第4号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。
- ⑥ 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第220条第4号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。
- ⑦ 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第224条

- ① 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- ② 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- ③ 前2項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第225条

- ① 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、**20万円**以下の過料に処する。
- ② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第226条

書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

第227条

裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留め置くことができる。

第 228 条

- ① 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。
- ② 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
- ③ 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照合をすることができる。
- ④ 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- ⑤ 第 2 項及び第 3 項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

第 229 条

- ① 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。
- ② 第 219 条、第 223 条、第 224 条第 1 項及び第 2 項、第 226 条並びに第 227 条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
- ③ 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- ④ 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。
- ⑤ 第三者が正当な理由なく第 2 項において準用する第 223 条第 1 項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、10 万円以下の過料に処する。
- ⑥ 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第 230 条

- ① 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときは、裁判所は、決定で、10 万円以下の過料に処する。
- ② 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- ③ 第 1 項の場合において、文書の成立の真正を争った当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

第 231 条

この節の規定は、函面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

2. 特許法

(以下は、特許法の抜粋である。)

第2節 権利侵害

第100条

- ① 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- ② 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第102条第1項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第101条

次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

- 1 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 2 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 3 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 4 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

第102条

- ① 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者

又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

- ② 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
- ③ 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- ④ 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第 103 条

他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

第 104 条

物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。

第 104 条の 2

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したのとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

第 105 条

- ① 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要が

あると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

- ③ 前2項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第105条の2

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

第105条の3

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第106条

故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。